

100人のNEWS

No. 183

NPO法人教育再生地方議員百人と市民の会

理事長 大阪府議会議員 辻 淳子

【発行・編集責任者】

事務局長 増木重夫

大阪府吹田市古江台

2-10-13

TEL 090-3710-4815

FAX 06-6835-0974

http://www1.ocn.ne.jp/~h100prs/

自衛隊に感謝を

岡山県議会議員 波多洋治

県議会一般質問の冒頭、自衛隊に対する感謝の誠を捧げます。

一般質問 平成20年の月29日(木) 自由民主党 32番 波多 洋治

みなさん、…… 先ず、東日本大震災の犠牲となられ、かけがえない生命を落とされた2万数千の方々、そして今なお家を失い、故郷を離れて被災生活を送られている方々に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

先般、6月5日・6日、岡山県議会防衛議員連盟の一員として、宮城県から福島県に入りまして。仙台市から、福島県の北端新地町にはいる途中、東北自動車道を走りましたが、高速道路を挟んで東側の太平洋岸と、内陸側の光景の違いに驚かされました。海岸側は、いまだ塵芥の散乱する荒れ地が続き、また所々に瓦礫がうずたかく積まれておりました。内陸側はすでに田植が終わわり、淡い緑の続く田園風景が、広がっております。片側は荒れ地、片側は薄緑の絨毯という風景が、延々と何キロメートルにも及び、続いておりました。まさしくそれは、土盛りをして作られた高速道路が、堤防となり、内陸側を津波から守ったのであります。そして、我々は新地町にはいり、現地の凄まじさを目の当たりに見て、言葉を失いました。海岸線上は悉く家を失い、わずかに基礎部分のコンクリートをさらけ出し、今だ幾艘もの小形船舶が、丘の上に醜態を晒すのみでありました。瓦礫の処理は遅々として進まず、それは津波の高さを越えんばかりに積まれたままの状況でありました。

その夜、陸上自衛隊東北方面隊副隊長、前岡山地方協力本部長の佐々木氏と、語るも涙、聞くも涙の、生々しい復旧処理のお話を拝聴いたしました。これほどの破壊と被災と事故があっても、なお被災地の各地各所において、黙々と献身的に復旧対応されている自衛隊の皆様、深甚の感謝と敬意を申し上げます。さらには、警察・消防隊・海上保安庁そして都道府県や市町村から駆けつけ、苦しみに耐え、痛みを分かち合って、復旧作業に取り組み皆様に、

また本県から、使命感に燃えて派遣された職員の皆様に、その労を労うと共に、心からの感謝を申し上げる次第であります。

去る5月20日、参議院予算委員会において、菅首相に向かって、「原発は、あなたの人災だ、そしてまだ続いている」と激しく攻めた心熱き人・佐藤正久氏は、復旧作業に当たる自衛隊に対して、次のように語っています。

『被災地の過酷な作業に、精神的・肉体的に耐えうるのは厳しい訓練をしているからだ。厳しい訓練をしているから人に優しくなれる。』

「全てを被災者のために」と自己犠牲を果たすことができる。実は自衛隊は、平成20年、みちのくアラート2008という大規模な震災対策訓練を実施してまいりました。想定は、宮城県沖で、M8.0の地震が発生、三陸沿岸部に大津波が来襲、というものでした。この訓練が大いに生かされましたが、今回の災害対策が、平時の法律の枠組みで行なわれたために、自衛隊の救助活動の全てが「支援」になりました。政府は、災害対策基本法により、「緊急事態の公布」をすべきでした。緊急事態の認識が政府にあれば、自衛隊は非常事態対応となり、救助活動を中心に、「人災」を極力避けることが出来たのであります。例えば、支援物資を滞留させることもなく、カソリンの供給を停滞させることもなく、検死の手続きに手間取ることもなく、たとえ役所の機能が麻痺していても、救助活動は進んだはずであります。

今年度は教科書採択の年

引き続き、上記、波多議員の質問が続きます。

次に、いくつかの教育問題について、教育長さんにご質問を申し上げます。まず始めに、教科書採択問題であります。

現在、各社の教科書について、現場の教師を中心とする調査員の手による調査が行われているところですが、教科書採択は、この調査結果の内容に関わらず、教育委員会独自の権限と責任において行なうことが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められております。教育委員会が教科書採択する基準は、教育基本法と学習指導要領の趣旨を踏まえることが求められています。

ところが、現在採択に供されている7社の歴史・公民教科書の多くは、教育基本法の改正で新たに明文化された、「我が国と郷土を愛する心」や「公共の精神」をほとんど無視してつくられております。公民教科書で、これらの用語を正面から扱っているのはほとんどありません。敢て申せば、2社のみであります。他の5社にあっては、索引にも登場しないという、教育基本法無視の異常事態となっております。歴史教科書でも、国家否定・国家解体的傾向は以前よりも強まっています。このまま推移すれば、教育基本法改正に結集された、教育再生を求める国民の声と、改正実現にこぎ着けた国会議員の働きは、何ら実を結ばないまま、むしろ愚弄されてしまうという結果になりかねないのであります。「我が国と郷土を愛する心」や「公共の精神」のない教科書は、むしろ教育基本法違反であり、採択してはならないばかりでなく、本来検定に合格させてはいけなかったのではないか、とさえ思えます。

ところでご承知の通り、本県では7つの採択地区に分かれております。単独採択地区が岡山市と玉野市の2区、残り25市町村が5つの採択地区に編成されますから、複数の市町村により、最終的には多数決で教科書採択が決定されます。地方分権また地方主権が叫ばれる中、各々の地方教育委員会が、地区内の生徒達のために最適な教科書を選択することが出来ないものであります。教育長さん、なぜ地方教育委員会が独自の採択をすることが出来ないのですか。ここは各地教委別に採択を任せるべきではありませんか。何ゆえの7つの採択地区なのですか。

★竹井教育長答弁
まず、地方教育委員会の独自採択等についてであるが、教科書は教育委員会が採択することになっているが、法令により、市若しくは郡、またはこれらの区域を合わせた地域に採択地区を設定しなければならぬと定められており、本県では、充実した教科書の調査研究ができる適正な規模となるように、現在7採択地区としてお話しする市または郡単位で単独の採択をするために、採択地区を変更することもできるが、そうした市町村教委の要望は聞いていない。

また、教科書展示会場では、来場者アンケートを実施しており、頂いた意見については各採択地区において集約し、市町村教委等に示すこととしており、より公正な採択に向けた作業が進められていると考えています。現在、岡山県が設置する教科書展示会場の会場は、13箇所設けられております。ところが岡山市・倉敷市・津山市共に、市街地での会場がありません。そしてまた、ほとんどの開催日が平日の日中であり、普通の社会人に

はなかなか見に行くことが出来ないものであります。県教育委員会は、本場に公開し、市民一般の声を聞くこととする姿勢があるのか、と思わざるを得ないのであります。しかも、展示会場に置いてある「教科書に関するアンケート」には、県教育委員会に意見を交付し、と明記しておきながら、現場の担当者の答は、数の集計に使うだけで、採択とは無関係という話です。

これは看板に偽りあり、の話で、少なくとも届けられた意見は、意見として受け止めて、現場の教師のみならず、広く県民市民の声を聞くことによつて、公平で透明性のある採択に向けた作業が出来るのではないのでしょうか、併せて教育長さんのご所見をお伺い致します。

★竹井教育長答弁
次に、採択基準についてであるが、県教委としては、公平性と透明性を兼ね備えた教科書採択が行われるよう、有識者や学校関係者、保護者等からなる岡山県教科用図書選定審議会の答申を基に、学習指導要領の趣旨等に基ついた採択基準や教科書の調査研究資料を作成し、市町村教委に示している。

次に、採択基準についてお伺い致します。平成24年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択についての「採択の方針」の第1は、公正確保の徹底と自らの権限と責任において、適正な採択が行なわれるよう明示されております。そして「採択の観点」には、「1」内容の特徴・表現、「2」構成・配列及び分量、「3」使用上の便宜等が記載されております。これは当然のことながら、教科書として適切であるかどうか、の内容が最重要視されるべきであり、3項目とも同等の評価配分にはならないはずであります。指導要領に基ついた内容であるかどうか、が重視され、充分かつ具体的に調査研究がなされるべきであります。いやしくも特定教科書を排除するための妨害活動や政治活動に屈することなく、公平性と透明性を兼ね備えた調査研究の上に、我が国の次代を担う中学生に、最良最善の教科書を選定することが求められます。教育長さんのご所見をお聞かせ下さい。

★竹井教育長答弁
市町村教委は、採択に当たって、教科書の十分な調査期間を確保し、県教委の示した採択基準や調査研究資料を基に、更に教科書の調査研究を充実させるとともに、保護者等の意見を踏まえるなど、静謐な環境の中、その権限と責任により、公正かつ適切な採択を行うことが重要であると述べています。

ところで、岡山県教育委員会が作成している、平成24年度使用義務教育諸学校の教科用図書研究資料によつて、具体的な教科書の「採択の観点」の【1】内容の特徴・表現の

具体的観点を調べて見ますと、教育基本法と学習指導要領の観点が欠落しているのではないかと思われます。この観点では、果たして新教育基本法の目指すべき目標や、新学習指導要領の目標と照らし合わせているかどうか、全く不明であります。各社の答は全て肯定的であり、横並びの評価であります。教科書問題の冒頭に申し上げましたように、今回の教科書は、教育基本法が改正されて、初めての採択であり、従つて観定の尺度に、教育基本法や新学習指導要領の改善点を反映し、具体化しているかどうかを精査されなければならぬのではないのでしょうか。研究資料では「観定の具体」が、具体とならず、全く正体不明、無味乾燥であります。

このような観点で、全くな教科書採択が出来ますか。教育長さんのご所見をお伺い致します。

★竹井教育長答弁
次に、採択の観点についてであるが、「採択の観点」は、改正教育基本法や新学習指導要領の趣旨に則るとともに、本県の生徒の状況等を踏まえ、学習意欲の喚起、基礎・基本の定着、知識・技能の活用などを柱として、岡山県教科用図書選定審議会からの答申に基ついて設定したものである。この採択の観点をより具体化した項目に基ついて、各教科書の調査研究を行っており、お話し資料は公正・公平を確保することに留意しながら、各教科書の主な特色をまとめたものである。

市町村教委においては、こうした調査研究資料を基に、独自に調査研究を行い、新学習指導要領や各地区の生徒の実態等に基ついた教科書採択が行われるものと考えています。教科書採択について、最後に申し上げたいことがございます。それは、教科書が、次代を担う子供達の心の栄養分であるということとです。我々ももっと真剣に、教科書採択について考え、本気で取り組むべきではないか、と思えます。私は、今回、平成18年に教育基本法が改正されて初の検定でありましたので、かつての「自虐史観」と呼ばれた歴史教科書も、少しはましになったのではないかと、期待しております。

しかし、事態はまったく逆行、後退していると言わざるを得ないのであります。階級史観などの左翼史観や日本断罪史観は精算され手いけません。そればかりか日本国民のアイデンティティを混乱させる国民分断史観ともいつべき新たなイデオロギーも入り込んでいるのであります。国歌百年の大計たる教育を憂れる皆さん、どうか一度教科書を手にとって、日本の子供達にどの教科書がふさわしいのか、本気で考えを戴き、そして行動を起こしていただきたいのであります。

橋下大阪府知事に続け！「国歌規律条例」

さらに、波多議員は・・・石井岡山県知事は、とんだトバッチリですねー！

さて、平成11年8月13日、「国旗及び国歌に関する法律」が公布され、その第一条に、国旗は、日章旗とする。第二条に、国歌は、君が代とする、ことが定められました。この国旗国歌法などの趣旨を踏まえ、「学校行事で行なう国歌斉唱は起立により斉唱する」と規定した「国歌起立条例」が、6月4日、大阪府で成立いたしました。これは大阪府の公共施設での国旗の常時掲揚と、公立学校の教職員に国歌斉唱時の起立を義務つけた全国初の条例であります。橋下知事は、「9年前から、教育委員会が国歌斉唱時の起立を定め、校長が指導してきたのに、いまだに従わない教員がいるのは由々しき事態。公務員の規範を示す条例を定めなければならぬ」と話しております。最高裁は、5月30日、都立高校の教諭に対する国歌斉唱時の起立命令を合憲とする初判断を示しております。

戦後66年、いまだに我が国が、このような状況にあることを不思議に思い、悔しく思い、悲しく思う者であります。日本国に生まれ、日本人として育った国民の極々当り前のことでもあります。公務員とすれば、尚更のことと思えます。勇気ある取組みをされた橋下知事と府議会に敬意を申し上げる次第であります。それに対しても反対に廻った公明・自民・民主・共産には返す返すも残念でなりません。ところで知事さん、岡山県の27の市町村議会には、国旗が掲揚されているのでしょうか。県の公共施設には常時国旗が掲揚されているのでしょうか。その実態を、知事として、今後どのように対応また指導されるのか、この見をお伺い致します。

★石井知事答弁

国旗掲揚の実態等については、市町村議会では、27議会のうち17議会で掲揚されているところであるが、掲揚をするかどうかについては、それぞれの市町村議会が判断すべきと考えている。

次に、県有施設では、県庁や県民局などの出先事務所、警察署等の掲揚塔を有するすべての施設において、常時若しくは夜間や雨天等を除いた掲揚を行っている。また、県立学校においては、学習指導要領に基づき、入学式や卒業式などにおいて適切に掲揚しているところである。県有施設における国旗の掲揚の状況は、ただいま述べたとおりであり、今後とも適切に国旗の掲揚を行ってまいります。

さて教育長さん、私は21年間の小学校教師、そして15年間の高校教師を経験いたしました。教師一年目の秋に、4人の仲間と組合を脱退致しました。その後3人の友人は、各個攻撃に合い、復帰してしまいました。廻りを見渡しても、ほとんど組合を脱退している人ばかりです。たった1人の非組合員でした。事ほど左様に、岡山県教組の組織率は高く、そして今でも強いのではないかと思っています。教育委員会と組合の馴れ合いは普通のことでした。あるいは今でもその実態は変わらないのではないかと、思っております。その様な中、教育長さんは、橋下知事のように、現場教師に対して、「国歌斉唱時は起立して斉唱」と宣言することが出来ますか。教育長さんの、『国歌斉唱時は起立して斉唱』の条例に対するご所見もお伺い致します。

★竹井教育長答弁

最後に、現場教師に対する宣言等については、県教委では、これまで法律の趣旨や学習指導要領に基づき、市町村教委や学校に対し、入学式、卒業式等における国歌斉唱が適切に行われるよう指導してきており、県内すべての公立学校で行われてきています。このことから宣言をすることは考えていないが、今後とも継続して指導してまいります。お話を条例については、まずは県教委が自らの責任において、市町村教委や学校に対し、国旗・国歌の取扱いを適切に行うよう指導することが大切であると考えています。私としては、児童生徒が将来、国際社会において信頼される日本人として成長するために、国旗・国歌に対して正しい認識を持たせ、それを尊重する態度を育てる上で、教職員の役割は重要であると考えており、今後とも適切に指導してまいります。

国歌「起立義務付け」 大阪府立校など維新が条例案

2011年5月14日 15:00 産経

大阪府の橋下徹知事が代表を務める地域政党「大阪維新の会」(維新)の府議団が、府立学校の入学式や卒業式などで国歌を斉唱する際、教職員に起立を義務づける条例案を5月4日、府議会に提出する方針を固めたことが14日、わかった。維新は府議会で過半数を占めており、可決される公算が大きい。府教委によると、教職員の国歌斉唱時の起立を都道府県で条例化したケースはないという。

5月の府議会では、自民が府立高校を含む府施設での国旗の常時掲揚を義務付ける条例案を提案する予定。維新は「反対はしないが、会派の考え方を反映させた修正案を出したい」として、国旗の常時掲揚に加え、府立学校の教職員に対し入学式や卒業式での国歌斉唱時に起立することを義務付ける条例案 ↓

山谷えの子先生国会報告

【質問主意書 その1】 検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書 (平成23年の月22日提出、政府答弁書 7月1日)

今春、検定を通過した中学校用教科書については、今夏に全国の教育委員会・私立中学校において、使用する教科書を選ぶ「教科書採択」が行われる。平成十八年に教育基本法が改正されて以来、初の教科書検定となり、同法に則った質の高い教科書で子供たちが学べることを期待しているところである。しかしながら、検定を通過した中学校用教科書の中に、朝鮮人の徴用について、従来政府が発表していた内容と異なる記述がある。

- 一 朝鮮人徴用労働者が導入されたのは、いつからいつの間か。
二 日本政府は、昭和二十一年三月にGHQ指令に基づいて、六十五万人の残留朝鮮人に帰還希望の有無を聞いたとされているが、どのような方法で希望を聞いたのか。
三 残留朝鮮人のうち帰還希望者には、日本政府により便宜が与えられ、引きあげの配船もなされたとされているが、どのような形で、どのくらいの者が引きあげたのか。
四 外務省発表集第十号の五十一頁(記事資料昭和三十四年七月十一日)では、在日朝鮮人の外国人登録票について渡来の事情を調査した結果戦時中に徴用労働者としてきたものは二百四十五人にすぎないことが明らかとなったとされているがこの調査は今も有効か。(政府答弁)
一から四までについて
旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)により、朝鮮半島出身者が徴用されたことは承知しているが、政府としては、お尋ねの通りである。
↓ を検討している。罰則規定は盛り込まない見通し。一方、自民会派の幹部は「罰則のない条例は有名無実。条例として扱うべきかにも議論の余地がある」と述べ、両会派の条例案の一本化には、否定的な見方を示した。
学校の入学・卒業式での国旗掲揚と国歌斉唱は平成元年の学習指導要領で義務付けられた。府教委は14年以降、府立学校の教員に対し、国歌斉唱時には起立するよう文書で指示している。
条例案について橋下知事は同日、記者団に対し「ルールを守らないごく一部の教員により、ほかの9万人の職員の信頼失墜になるのが残念。条例が制定されれば府として処分の基準を整えたい」と述べた。

の「朝鮮人徴用労働者が導入された」時期、「残留朝鮮人に帰還希望の有無」を実際に聴取した方法、「引きあげ」の形式及び人数、「外務省発表集第十号」にある情報の内容等については、現時点ではその詳細について確認することができないため答えることは困難である。

五 検定を通過した中学校用教科書の中には、「二〇〇八年現在、日本には五十九万人の在日韓国・朝鮮人の人たちがくらしています。この人たちの多くは、一九一〇年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本へ移住を余儀なくされた人たちが、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です」と記されているものがある。これは、四に記した外務省発表集の内容と異なると思われるが、政府の見解を示されたい。(政府答弁)

【質問主意書 その2】 「君が代」に関する質問主意書 (平成23年の月22日提出、政府答弁書 7月1日)
一 平成十一年七月一日(第一四五回国会)の衆議院内閣委員会における西村眞悟委員からの「国旗及び国歌に関する法律案」に関する質問に対し、竹島一彦内閣総理大臣官房内政審議室長から「慣習として明治政府になりましてから国歌として君が代が選定された」との答弁があったが、当該答弁にある明治政府が選定した国歌としての君が代の歌詞を示されたい。(政府答弁)

明治政府において「君が代」を公示したものとすると、明治二十六年八月十二日の文部省告示第三号において、「小学校二於て祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞並樂譜別冊ノ通撰定ス」として、「君が代」の歌詞及び楽曲を告示した例があり、同告示における「君が代」の歌詞については、独立行政法人国立公文書館のホームページにおいて画像データ (http://jpmg.digitalarchives.go.jp/JPE/G/SPUN.jpg) が公開されています。

二 「国旗及び国歌に関する法律」(平成十一年八月十三日法律第百二十七号)第二条は「国歌は、君が代とする。」としているが、ここで規定される「君が代」は、一の答弁にある「慣習として明治政府になりましてから国歌として選定された」君が代を指すものか否かを示されたい。(政府答弁)

国歌及び国歌に関する法律(平成十一年法律第百二十七号)第二条は、長年の慣行により国歌として国民の間に広く定着している「君が代」を、国歌と定めたものである。三 「国旗及び国歌に関する法律」の別記第二は国歌「君が代」の歌詞を、「君が代は 千代に八千代に さざれ石のいわおとなりて こけのむすまで」としている。この歌詞は同法別記第二の「二 楽曲」欄に「古歌」とあるように和歌に由来するが、これは「現代仮名遣い」に関する内閣告示第一号(昭和六十一年七月一日)に定める「現代文のうち口語体」であるのか否かを示されたい。(政府答弁)

お尋ねの「君が代」の歌詞は、古歌に由来するという意味では「現代仮名遣い」(昭和六十一年内閣告示第一号)にいう「現代文のうち口語体」に当たらないものと考えられるが、政府においては、先の答弁書(平成二十二年八月二十日内閣参質一七五第三号)一においてでお答えしたとおり、法律を起案する際には現代仮名遣いを用いているところである。

四 大阪府は、府内の公立学校教職員に国歌斉唱時の起立を義務付けた「君が代起立条例」を公布・施行した。同条例は「府立学校、府内の市町村立学校の行事で行われる国歌斉唱で、教職員は起立により斉唱する」と規定している。また、最高裁は本年五月三十日に、東京都立高校の元教諭に対する国歌斉唱時の起立命令を合憲とする初判断を示した。教育現場では、現在も一部の教員による国歌斉唱時の起立が行われない状況があるが、大阪府の条例制定や最高裁判決を受けて、政府の認識を示されたい。(政府答弁)
学習指導要領においては「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としているところ、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り返しを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるものであり、入学式や卒業式における国歌斉唱の具体的な実施方法については、こうした行事の意義を踏まえ、教育委員会や校長が適切に判断するものと考えている。